

監査結果公表第21-24号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成22年3月1日

八尾市監査委員	富 永 峰 男
同	八 百 康 子
同	平 田 正 司
同	井 上 依 彦

記

1 措置の通知

定期監査の結果に対する措置の通知

平成22年2月19日付け教学総第882号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

定期監査の結果に対する措置の内容

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 文書事務について 文書処理簿において受信先等の記載漏れのもの、発信文書の控が保管されていないものなどが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済(平成 22 年 1 月 15 日) 八尾市文書取扱規程を再度確認するとともに、記載漏れ及び文書保管について同規程に基づき適正に処理をしました。 また、今後の事務処理の適正実施のため、今回の指摘事項について全学校園に通知を行いました。</p>
<p>2 市費職員の出勤簿、休暇について 市費職員の夏期休暇取得時において年次有給休暇カードの処理漏れのもの、出勤簿において時間年次有給休暇の記載漏れのものが見受けられたので適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済(平成 22 年 1 月 15 日) 職員証読取機及び出勤簿管理規程を再度確認するとともに、押印漏れ、記載漏れ等については適正に処理をしました。 また、今後の事務処理の適正実施のため、今回の指摘事項について全学校園に通知を行いました。</p>
<p>3 府費職員の職員手当認定事務について 府費職員の通勤手当等の認定事務において、通勤届の受理日等の記載漏れ、記載誤り、定期券の写しの添付がないものなどが見受けられたので適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済(平成 22 年 1 月 15 日) 通勤届の記載漏れ及び記載誤りについて改めるとともに、定期券の写しを提出させるなどを行い適正に処理をしました。 また、今後の事務処理の適正実施のため、今回の指摘事項について全学校園に通知を行いました。</p>
<p>4 独立行政法人日本スポーツ振興センター事務について (1)受領書や委任状等において、日付の記載漏れ、記載及び訂正方法が適切でないものなどが見受けられたので適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済(平成 22 年 1 月 15 日) 受領書や委任状等における記載漏れ、記載及び訂正方法について適正に処理を行いました。 また、今後の事務処理の適正実施のため、今回の指摘事項について全学校園に通知を行いました。</p>
<p>(2)保護者に支払われている給付金の受領書が見当たらないものが見受けられたので適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済(平成 22 年 1 月 15 日) 保護者に支払った給付金の受領書については、速やかに支払いしたことを確認し受領書を受領いたしました。 また、今後の事務処理の適正実施のため、今回の指摘事項について全学校園に通知を行いました。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>(3)日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る事務要綱では、徴収した共済掛金を給付金口座に一旦入金することとしているが、給付金口座に入金することなく直接教育委員会に納入しているものや別の口座に入金し、そこから教育委員会に納入しているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済(平成 22 年 1 月 15 日)
<p>5 就学援助関係事務について 金銭出納簿の記載及び控文書の日付や金額の訂正において適切でないものが見受けられたので適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済(平成 22 年 1 月 15 日)
<p>6 修学旅行・林間学舎関係事務について これまでの定期監査で指摘してきた事務手続きについて、一定の改善が図られていた。しかし、依然指摘にかかるものや新たな指摘事項も見受けられたので、今後とも適正な事務の執行に努められたい。 (1)見積書を保管していないものや複数の旅行取扱業者の見積書を徴していないもの、契約書を交わしていないものなどが見受けられたので改めること。</p>	措置状況	1. 措置済(平成 22 年 1 月 15 日)
		<p>平成 21 年度より、複数業者から見積書を徴すとともに、関係書類についても適正な保管に努めております。 また、今後の事務処理の適正実施のため、今回の指摘事項について全学校園に通知を行いました。</p>
		<p>また、今後の事務処理の適正実施のため、今回の指摘事項について全学校園に通知を行いました。</p>

定期監査の結果に対する措置の内容

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>(2)生徒の修学旅行積立金出納簿において教職員負担分が含まれた領収書が添付されていたため、出納簿記載金額と一致しないものなどが見受けられた。領収書の説明として按分額とその根拠明細を添付するなど事務処理の明確化に努めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済(平成 22 年 1 月 15 日)</p>
<p>(3)旅行代金の前払金が申込書の日付より前に支払われているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済(平成 22 年 1 月 20 日)</p>
<p>7 幼稚園保育料徴収事務について 預かり保育料や保育料の金銭出納簿等において、記載及び訂正方法が適切でないものなどが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済(平成 22 年 1 月 15 日)</p>
<p>8 薬品等の管理について 使用済み薬品や空瓶などの処理について、教育委員会で取扱いを統一され、処理されているところであるが、廃液の中身について把握されていないものが見受けられたので、今後も薬品の取扱いについて周知を図り、適正な管理を行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済(平成 22 年 1 月 15 日)</p>
	<p>指摘の後、廃液の中身について把握し、適正に廃棄処理を行いました。 また、今後の事務処理の適正実施のため、今回の指摘事項について全学校園に通知を行いました。</p>	